阪神水道企業団公報

令和６年２月15日㈭
第380号

毎月15日発行

目　次

◇告　示◇

○　阪神水道企業団規約の一部変更

○　令和６年第１回阪神水道企業団議会定例会の招集

◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第１号

阪神水道企業団規約の一部を次のとおり変更する。

令和６年１月23日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団規約の一部を変更する規約

阪神水道企業団規約（昭和37年兵庫県指令地第1700号）の一部を次のように変更する。

第２条中　「神戸市　尼崎市　西宮市　芦屋市　宝塚市」　を　「神戸市　尼崎市　西宮市　芦屋市　宝塚市　明石市」　に改める。

附　則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

阪神水道企業団告示第２号

令和６年第１回阪神水道企業団議会定例会を令和６年２月20日阪神水道企業団議会議場に招集する。

令和６年２月13日

阪神水道企業団

企業長　吉　田　延　雄